

# 平成27年度 実施状況について

## 農業農村多面的機能支払事業

- ・農地維持支払
- ・資源向上支払(共同)
- ・資源向上支払(長寿命化)

# 1. 日本型直接支払事業の法制化

## 1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

平成26年6月13日 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」成立。

平成26年6月20日 公布

平成27年4月 1日 施行

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため

〔  
・基本理念  
・農林水産大臣が策定する基本指針等  
〕を定める。

多面的機能発揮促進事業についても

〔  
・事業計画の認定  
・費用の補助  
・関係法律の特例等の措置  
〕を講じる。

## 2) 法律の概要

### 趣旨

- 農村地域の高齢化、人口減少により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。



農林水産業・地域の創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、**日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制度化**が位置付け。

### 日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し

### 基本理念

- ① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

## 制度の仕組み

### 1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第4条）

### 2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第5条）

### 3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成（第6条）

### 4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画（事業計画）を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施（第7条）

#### ＜日本型直接支払の対象となる取組＞（第3条）

#### ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組

- イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組
- ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組

【多面的機能支払の対象】  
（農地維持支払の対象）  
（資源向上支払の対象）

#### ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組

【中山間地域等直接支払の対象】

#### ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

【環境保全型農業直接支援の対象】

### 5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）：農用区域の設定手続きの簡素化、農用区域からの除外の厳格化
- 土地改良法の特例（第12条）：都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例

施行期日：平成27年4月1日（平成26年度は予算措置として実施）

## 2. 主な変更点

---

### 【全般】

○法律に基づいた**安定的な制度**（実施要綱第1の2）

※ 対象活動、対象農用地、交付単価、交付要件等に変更なし

### 【計画制度】

○国、都道府県、市町村が、**3支払**（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）  
**併せて計画を策定**（実施要綱別紙3の第2）

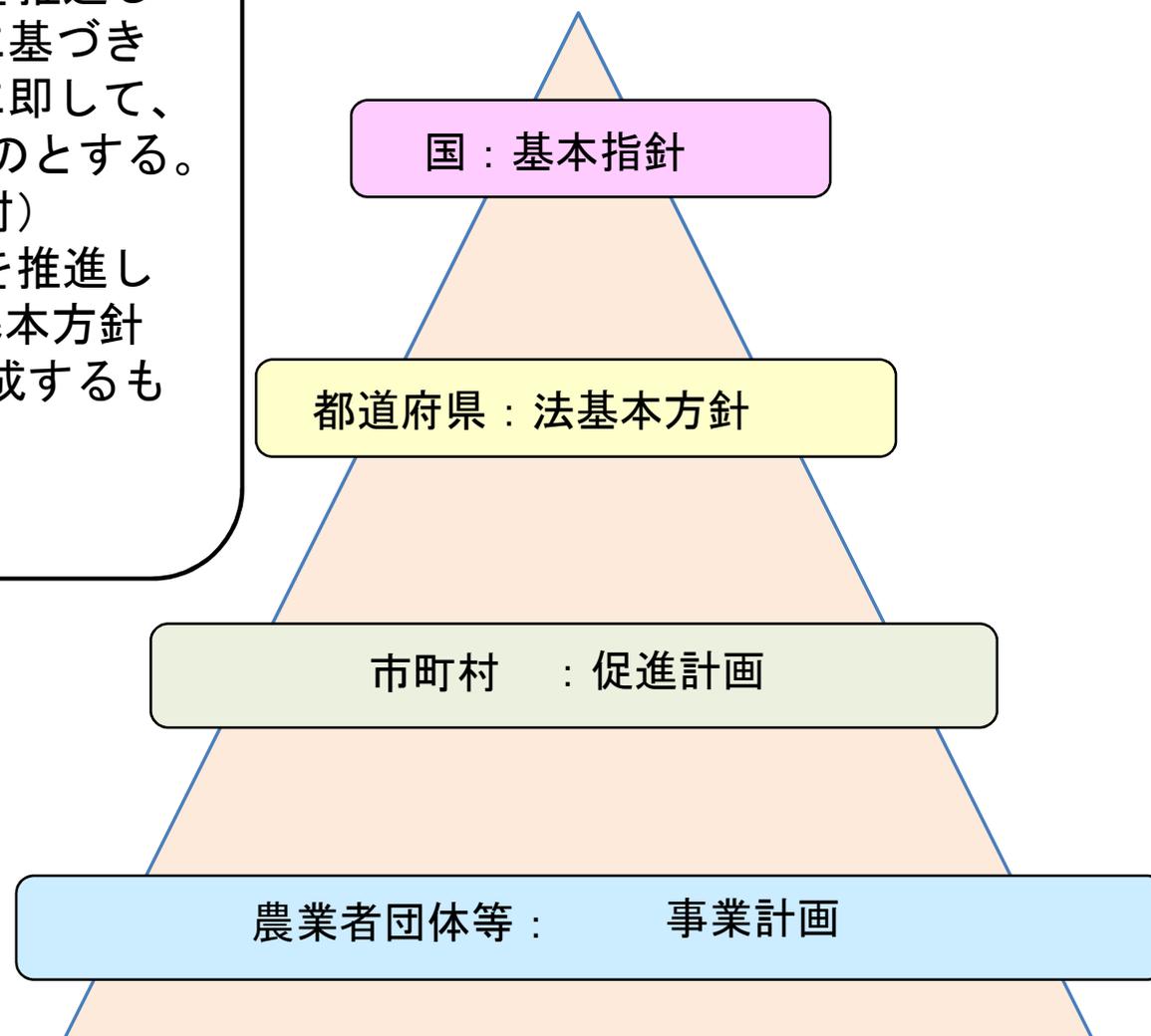
○活動組織が、事業計画書に**活動計画書**や**参加同意書**を添付し、**事業計画を作成**  
（実施要綱別紙1の第6、別紙2の第6）

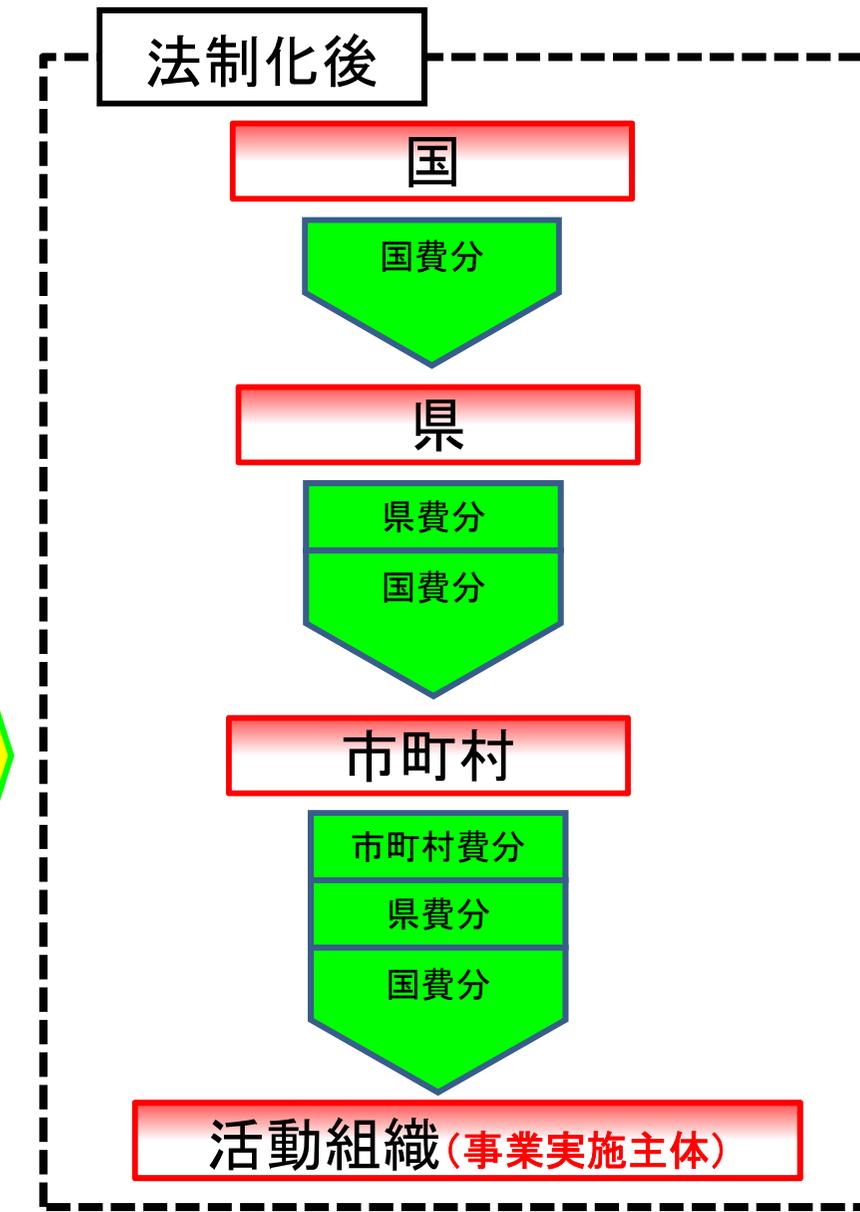
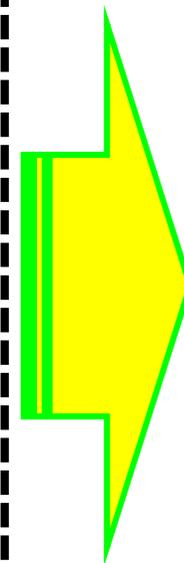
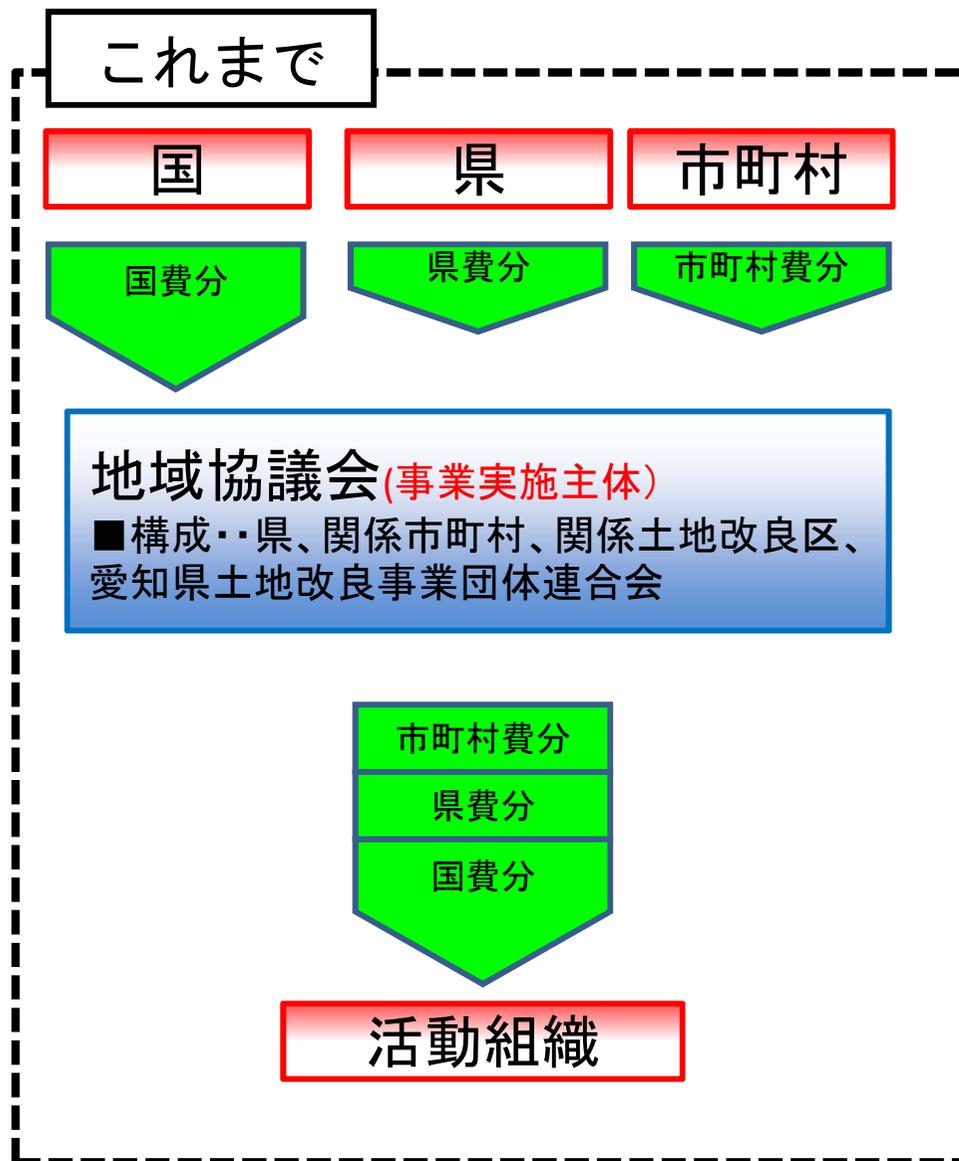
### 【交付ルート】

○国から都道府県、都道府県から市町村、**市町村から活動組織に対して交付金を交付**  
（実施要綱第6、実施要領第1の13等）

## 2-1 計画制度（全般）

- 実施要綱別紙3の第2 事業の実施
  - 1 法基本方針の策定（都道府県）
    - （1）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法に基づき農林水産大臣が定める基本指針に即して、（中略）法基本方針を策定するものとする。
  - 2 法に基づく促進計画の作成（市町村）
    - （1）本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、1の法基本方針に即して、（中略）促進計画を作成するものとする。





**地域協議会** 普及推進・指導に関する業務。県・町村事務の支援 など

# ○活動組織数、交付対象面積

	活動組織数			実施市町村数		
	H27見込	H26実績	増減	H27見込	H26実績	増減
愛知県	442	422	↗20	43	43	→
尾張地域	17	15	↗2	8	8	→
一宮地域	28	28	→	3	3	→
海部地域	64	60	↗4	6	6	→
知多地域	42	40	↗2	10	10	→
西三河地域	99	99	→	7	7	→
西尾幡豆地域	10	9	↗1	1	1	→
豊田加茂地域	90	90	→	1	1	→
新城設楽地域	38	31	↗7	3	3	→
東三河地域	54	50	↗4	4	4	→

H27見込み 農地維持支払交付金並びに資源向上支払交付金（共同）

	活動組織数	実施市町村数	農振農用地	交付対象農用地				カバー率	交付金 千円
				田 ha	畑 ha	草地 ha			
愛知県	442	43	60,068	30,813	20,632	10,173	—	51.3%	424,877
尾張地域	17	8	2,587	557	497	60	0	21.5%	6,086
一宮地域	28	3	6,419	2,286	1,469	817	0	35.6%	23,042
海部地域	64	6	5,934	3,427	3,097	322	8	57.8%	52,712
知多地域	42	10	8,070	3,326	1,906	1,420	0	41.2%	41,942
西三河地域	99	7	9,497	6,756	5,606	1,150	0	71.1%	103,960
西尾幡豆地域	10	1	4,378	3,601	2,702	899	0	82.3%	55,692
豊田加茂地域	90	1	6,018	2,931	2,524	407	0	48.7%	43,164
新城設楽地域	38	3	2,825	769	637	132	0	27.2%	12,417
東三河地域	54	4	14,340	7,160	2,194	4,966	0	49.9%	85,861

H27見込み 資源向上支払(長寿命化)

	活動組織数		交付対象農用地				交付金 千円
	全体	活動組織数	ha	田 ha	畑 ha	草地 ha	
愛知県	442	221	19,943	13,233	6,702	8	669,032
尾張地域	17	11	367	327	40	0	15,188
一宮地域	28	1	698	429	269	0	24,256
海部地域	64	40	2,293	2,042	243	8	94,740
知多地域	42	26	1,836	1,244	592	0	61,076
西三河地域	99	56	4,345	3,777	568	0	177,548
西尾幡豆地域	10	8	2,486	1,843	643	0	79,616
豊田加茂地域	90	23	1,720	1,470	250	0	69,680
新城設楽地域	38	19	463	369	94	0	18,116
東三河地域	54	37	5,735	1,732	4,003	0	128,812

**今年度も取組拡大に向けて、事業推進を図ります。**